

平成20年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年12月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成20年12月5日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成20年12月5日 午前11時48分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	
	副市長	古賀 一也	こども課長	
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	
	会計管理者	山口 克美	学校教育課長	
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	森 育男	総務課長(支所)	
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	
	健康福祉部長	大森 紹正	新幹線整備課長	
	産業建設部長	江口 幸一郎	観光商工課長	
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	江口 常雄
	総務課長(本庁)		農林課長	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	建設課長	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	中島 直宏	環境下水道課長	池田 博幸
	企画・企業誘致課長	三根 清和	農業委員会事務局長	松尾 龍則
	地域づくり課長		水道課長	角 勝義
	福祉課長	近藤 ヒデ子	代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年12月5日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| | 報告第12号 専決処分の報告について |
| | 報告第13号 専決処分の報告について |
| 日程第4 | 議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例） |
| 日程第5 | 議案第87号 嬉野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について |
| 日程第6 | 議案第88号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第89号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第90号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第91号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第92号 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第93号 指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第94号 指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第95号 指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第96号 指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第97号 指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第98号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第99号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第100号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第101号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第102号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第103号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第22 議案第104号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第105号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第106号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 議案第107号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 議案第108号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 発議第13号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議について
- 日程第28 発議第14号 特別委員会の設置について（議会制度改革特別委員会設置に関する決議）
- 日程第29 委員長報告 総務企画常任委員会 観光問題について
文教厚生常任委員会 文化財保護について
産業建設常任委員会 都市計画について

午前10時 開会

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。本日より平成20年12月定例会が開催をされましたところ、師走の慌ただしい中に議員各位におかれましては御参集賜りまして、大変御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちにただいまから平成20年第4回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、12月3日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

皆さん、改めましておはようございます。去る12月3日に議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の議会運営に関して協議を行いました。

ただいまより会期日程案について御報告を申し上げたいと思います。

お手元の平成20年第4回嬉野市議会定例会会期日程案をごらんいただきたいと思います。

会期は、本日12月5日から12月17日までの13日間ということで、12月5日、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、議員発議、委員長報告。

12月8日及び9日、常任委員会。

12月10日、11日、12日、一般質問。今定例会には15名の議員から通告がっておりますので、10日に5名、11日に5名、12日に5名の配分で行いたいと考えております。

12月15日、16日、議案質疑。

12月17日、討論、採決、閉会といたしたいと思います。

以上、今定例会の会期日程案について御報告を申し上げます。

○議長（山口 要君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで今議会の議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定によって、会議録署名議員に2番大島恒典議員、3番梶原睦也議員、4番秋月留美子議員を今会期中に指名をいたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から12月17日までの13日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3．諸般の報告を行います。

本日までに提出されました陳情第12号から陳情第19号までの8件につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。

次に、市長から地方自治法第108条第2項の規定により報告第12号 専決処分の報告について及び報告第13号 専決処分の報告についてが提出されております。

報告の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

おはようございます。それでは、報告第12号、報告第13号について御報告を行います。

まず、報告第12号、議案書の1ページ及び2ページをお開きいただきたいと思います。1ページで専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成20年12月5日提出、嬉野市長。

2ページに移りますけれども、専決処分書。

損害賠償の決定について、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処

分に関する条例第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年11月25日、嬉野市長ということでございまして、専決事項については下記のとおりでございます。

そこで、事故の状況について若干御説明をさせていただきたいと思っております。

事故発生年月日、平成15年5月3日午前1時ごろでございますけれども、嬉野町内の西吉田地区内の御高齢の方が行方不明ということになり、その搜索要請を受けて公用車、今の総合支所に備えております防災車ですね、これで出動中、嬉野役場から肥前夢街道方向に直進中に、ここに事故発生場所になっておりますJR九州バス営業所前交差点の中で赤信号の点滅を見落とし、一時停止を怠り交差点に進入したため、左方向から走行してきた相手車と衝突をした事故でございます。

このたびの専決処分につきましては、訴訟によりまして、おおよそ5年間の年月を経て当事者間で和解成立となったところでございます。このことを受けて、今回、専決処分という形をさせていただきました。

なお、市の公用車につきましては、全車両が自治協会自動車損害共済に加入をいたしておりまして、こういった事故すべての処理については同協会のほうで対応していただくということになっておりますので、市の負担というものは発生しないということを申し添えておきたいと思っております。

報告第12号につきましては以上でございます。

報告第13号 専決処分の報告について、3ページ及び4ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

平成20年12月2日提出、嬉野市長。

4ページのほうを見させていただきたいと思っておりますが、専決処分書。

損害賠償の決定について、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成20年11月25日、嬉野市長。

専決事項は下記のとおりでございます。このことについての事故の状況を御説明したいと思っておりますが、事故の内容、また、発生年月日等については下記のとおり掲げておりますが、平成20年9月17日の午後2時30分ごろでございますけれども、市道を公用車で走行中に民地からバックで市道に出ようとした相手車と接触をしたという事故でございます。このことを今回、専決処分させていただいたところでございます。

以上で報告第12号、報告第13号についての御説明を終わります。

以上です。

○議長（山口 要君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例）から日程第26．議案第108号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括して議題とします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。ただいま第4回定例会が開会をされたところでございます。会期中につきましては、真摯に努力をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

本日、平成20年第4回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、9月議会以降、10月に開催されました九州市長会での「新しい教育行政を目指して」の事例発表や、先月開催されました佐賀県福祉大会における「人にやさしいまちづくり」についての施策報告など嬉野市の先進的な施策について評価をいただきました。今後も議会の御支援をいただきながら、積極的な施策の展開に努めてまいります。

一方、アメリカに端を発した世界的な金融危機の広がりによる景気の減速は、地方交付税を含めた国の地方財政計画を一層厳しいものにすることが予想され、また、市税への直接的な影響が懸念されておるところでございます。

国におきましては、緊急経済対策、追加経済対策を実施し、生活者支援や金融経済の安定強化、地方支援を3本の柱に幅広い分野に支援策を講じることとされており、期待をしておるところでございます。

とりわけ国は、定額給付金を生活者支援の重点施策と位置づけ、実施を準備されております。

定額給付金につきまして、具体的な対応につきましては、佐賀県市長会で協議した結果、県内統一した対応をとることとし、嬉野市といたしましても、国の第2次補正予算の可決の時期が不透明ではありますが、可決後、速やかに、所得制限は設けず、地域の景気浮揚の一助と位置づけ、支給への取り組みを開始したいと考えております。

次に、新幹線関係につきましては、西九州ルートの中で最初の建設工事となる岩屋川内地区から長崎県東彼杵町への俵坂トンネル工事が着手されました。これから工事の準備作業が

本格化されると承知をいたしております。地域の皆様の御協力をいただきながら、円滑に推進されますよう努力をいたします。

また、路線に関連した中心線設定のための測量作業が開始されますので、近隣の皆様の御協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案につきましては、専決処分の承認を求めるもの1件、条例の制定1件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定について5件、平成20年度補正予算議案7件、固定資産評価審査委員会委員の選任について4件の計23件の御審議をお願いするものでございます。

議案第86号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成20年10月1日より議会議務局の職員を増員いたしました。このため、嬉野市職員定数条例につきまして、所要の改正を専決処分しましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第87号 嬉野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、上位法の規定により制定するものでございます。

議案第88号から議案第92号の5議案は、条例の一部改正でございます。

まず、議案第88号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や関係法令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第89号 嬉野市税条例の一部を改正する条例につきましては、個人の市民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第90号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、産科医療補償制度の新設に伴い、出産一時金の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第91号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例及び議案第92号 嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例につきましては、し尿汲み取り手数料の制定及び道路占用料金の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第93号から議案第97号の5議案、指定管理者の指定につきましては、大野原地区コミュニティセンター、嬉野市志田焼の里博物館、嬉野市嬉野老人福祉センター、嬉野市いきいきデイサービスセンター（湯っくらーと）及び嬉野保育所の5つの公の施設について指定管理者の選定を行いましたので、指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第98号から議案第104号までの7議案は、平成20年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございまして、国保会計を除いて前年度繰越金の予算化と人事異動等による人件費の補正を行いました。

まず、議案第98号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成19年度の決算剰余金の処分に伴う財政調整基金への積み立てや国の補正予算に伴い財源の振りかえを行うもの及び職員人件費の決算見込みによる補正などが主なものでございまして、歳入歳出それぞれ160,579千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11,552,356千円とするもので、前年同期比34,757千円、率で0.3%の減となるものでございます。

歳出の主なものは、2款の総務費で、平成19年度決算剰余金の処分で財政調整基金積立金に25,000千円を計上し、4款の衛生費では、今回、国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度の創設に伴い、新型インフルエンザの発生に備え、市の危機管理体制整備の一環として、新型インフルエンザ対策事業に4,355千円を計上いたしました。

6款 農林水産業費では、狩猟期間の鳥獣保護区内のイノシシの駆除のため、イノシシ被害防除対策事業に1,270千円、森林総合研究所との分収林である不動山団地の枝打ち、除伐等を行い、健全な森林を育てるため、森林総合研究所造林事業に2,100千円などを計上いたしました。

一方、歳入では、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を16,359千円、繰越金を449,262千円など計上し、財政調整基金41,601千円など基金繰入金を325,514千円減額計上いたしました。なお、今回の補正で基金は全額繰り戻せることになりました。

次に、議案第99号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回は人事異動による人件費の補正で、歳入歳出それぞれ3,445千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3,933,671千円とするもので、前年同期比は168,965千円、率で4.1%の減でございます。

次に、議案第100号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、処理施設用地の測量に要する補正が主なもので、歳入歳出それぞれ597千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ692,109千円とするもので、前年同期比は186,920千円、率で21.3%の減でございます。

次に、議案第101号 平成20年度嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では人事異動に伴い職員人件費の補正が主なもので、歳入歳出それぞれ4,118千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ245,030千円とするもので、前年同期比は323,656千円、率で56.9%の減となります。

次に、議案第102号 平成20年度嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2

号) について御説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金を予算化することと人件費の補正に伴い一般会計繰入金を減額するものが主なもので、歳入歳出それぞれ247千円減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ254,272千円とするもので、前年同期比は85,349千円、率で25.1%の減となります。

次に、議案第103号 平成20年度嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号) について御説明申し上げます。

今回の補正は前号議案同様、前年度繰越金を予算化することに伴い一般会計繰入金を減額するものが主なもので、歳入歳出それぞれ21千円減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ202,381千円とするもので、前年同期比は69,421千円、率で25.5%の減となります。

次に、議案第104号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号) について御説明申し上げます。

収益的支出では、水道事業費用で人件費など営業費用を1,586千円増額し、補正後の予算総額を759,769千円とするものでございます。

資本的収入では、水道統合整備事業に伴う補助金、既設配水管移設工事の負担金及び他会計負担金など20,251千円増額し、補正後の予算額を65,699千円とし、資本的支出では、建設改良費として県道嬉野川棚線及び第八土地区画整理区域内の配水管布設の工事請負費などに6,999千円増額し、補正後の予算額を586,672千円とするものでございます。

次に、議案第105号から議案第108号までの4議案、嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在の委員の任期が地方税法第423条第6項の規定により、平成21年2月16日で満了となるため、同条第3項の規定により小野原康男氏、森本正敏氏、松尾貞明氏及び桑原和隆氏の4氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

まず、議案第105号は、小野原康男氏の固定資産評価審査委員会委員の選任について再度、議会の同意をお願いするものでございます。

小野原氏は、嬉野町大字下宿●●●●番地、湯野田区に在住で、●●年●●月●●日生まれの●●歳でございます。●●●年●●月より●●年●●月まで●●●●●●で御活躍され、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●等を歴任されました。●●●年から●●●●年まで●●●●●●、●●●●●●の●●●●●●を歴任され、平成5年5月からは嬉野町の固定資産評価審査委員会委員として、また、合併後は同委員会の委員長として御活躍をいただきました。

次に、第106号議案は、森本正敏氏の固定資産評価審査委員会委員の選任について再度、議会の御同意をお願いするものでございます。

森本氏は、嬉野町大字下宿●●●●番地、湯野田区に在住で、●●年●●月●●日生まれの●●歳でございます。●●●年●●月より●●年●●月まで●●●●●●で御活躍をされ、

●●●●●等を歴任され、平成5年度は佐賀県地価審査委員を、また平成7、8年度は佐賀地方裁判所民事調停委員として御活躍をされたところでございます。

次に、第107号議案は、松尾貞明氏の固定資産評価審査委員会委員の選任について再度、議会の御同意をお願いするものでございます。

松尾氏は、塩田町大字馬場下●●●●番地、原町区に御在住で、●●●年●●月●●日生まれの●●歳でございます。●●●年●●月より●●●年●●月まで●●●●●として、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●を歴任され、●●●年●●月から●●●年●●月までは●●●●●として御活躍をいただいたところでございます。

次に、第108号議案は、桑原和隆氏の固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の御同意をお願いするものでございます。

桑原氏は、塩田町大字馬場下●●●●番地、畦川内区に在住で、●●●年●●月●●日生まれの●●歳でございます。●●●年●●月より●●●年●●月まで●●●●●まで●●●●●に御勤務され、●●●●●の●●●●●などを歴任されました。●●●年●●月から●●●年●●月までは●●●●●として御活躍され、平成18年度、19年度には嬉野市の行政嘱託員を務めていただいた方でございます。

いずれの方も人格高潔で、各分野に識見が広く、固定資産評価審査委員会委員としてまことにふさわしい人物と存じ上げますので、ぜひ議員の皆様方の御同意をお願い申し上げます。

以上、提出23議案についての概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては担当部長に説明いたさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、本議会につきましては、先ほど議長からお話ございましたように、15名の議員の皆様から一般質問をお受けいたしております。真摯にお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく御願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の説明を求めます。

議案第86号について、総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、議案第86号について御説明を申し上げます。

議案第86号 専決処分の承認を求めることについて。

ページでは、5ページから6ページ、7ページにかかりますけれども、御説明をいたしたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成20年12月5日提出、嬉野市長。

理由といたしましては、平成20年10月1日より議会の事務部局の職員を増員する必要があり、条例の一部を改正する必要があったためでございます。今回、定数条例の整備をするものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成20年9月29日、嬉野市長。

嬉野市条例第37号 嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例。

嬉野市定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

第1号、市長の事務部局の職員190名を175名に改めます。

第2号、議会の事務局員の職員2名を3名に改正するものでございます。

附則。

この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。

議案資料といたしましては、1ページのほうに掲げております。

以上で説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第87号について説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第87号 嬉野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について御説明を申し上げます。

議案書としましては、8ページから11ページまで掲載をしているところでございます。

まず、五町田・谷所地区の処理場につきましては、汚泥のコンポスト化を計画しております。コンポストということになりますと、発酵堆肥化施設ということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定により、条例を制定し、調査結果を縦覧する必要があるためでございます。

現在調査を実施中で、報告書ができ上がり次第、ここに掲載をしております9ページから10ページ、条例第1条から第9条までの手続により縦覧に供するものでございます。

まず9ページ、趣旨といたしまして、第1条「この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧手続

及び生活環境の保全上の見地からの意見書の提出の方法に関し必要な事項を定めるものとする。」というふうな趣旨でございます。

第4条、縦覧の期間でございますけど、第2項「縦覧の期間は、前条の規定により告示の日から1月間とする。」というものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第88号について説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

それでは、議案第88号につきまして説明いたします。

議案書の12ページ、13ページをお開きください。

議案第88号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。

嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成20年12月5日、嬉野市長。

理由としまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるというものでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、地方自治法が改正をされ、認可地縁団体に係る規定が改正をされました。

従前の地方自治法においては、認可地縁団体に係る規定は主に地方自治法の第260条の2で規定をされまして、同条の第15項において民法の規定の多くが認可地縁団体に準用をされておりました。今回の改正で、地方自治法第260条の2第15項において準用されておりました民法の規定が削除をされたため、改正後の地方自治法における認可地縁団体に係る規定は、新設されました地方自治法第260条の3から260条の39までの規定において具体的に定められるということになりました。

お手元の議案資料の2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の第2条第1項の2号から4号、次に第11条第1項の第2号において、いずれも民法の準用規定を削除されて、新たに地方自治法による規定に改正をなされております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第89号についての説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

議案第89号について御説明をいたします。

ページでは14ページから15ページにかかりますが、お開きをいただきたいと思います。

議案第89号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について。

嬉野市税条例の一部を別紙のように改正する。

平成20年12月5日、嬉野市長。

理由といたしましては、個人の市民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金を定めるために条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、さきの議会で嬉野市ふるさと応援寄附金条例を議決いただきまして、この寄附金行為に対する個人の市民税の寄附金控除の条例を整備したところでございますが、今回の改正は、現行のこの寄附金控除制度に新たに市の条例により規定した寄附金を追加制定するものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

嬉野市税条例の一部を改正する条例。

嬉野市税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項に次の1号を加えるものでございます。

1号といいますと、この3号の追加分につきましては、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金ということになりますけれども、このことについては、公益法人及び教育科学の振興及び文化向上、社会福祉の貢献に資する公益法人というものを示しますが、この法人に対しての整備でございます。そしてまた、括弧書きで同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附とされるものを含むということで、次に掲げるものでございます。

まず、アで「県内に事業所を有する法人又は団体に対する寄附金」。

イで「公益信託ニ関スル法律第2条の規定により佐賀県知事又は佐賀県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭」。

ウで「ア及びイに掲げるもののほか、特に市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるところにより市長が指定した寄附金又は金銭」ということで追加するものでございます。

この第34条の7、今回3項で規定する市内での該当する公益法人等につきましては、予測されるものが独立行政法人国立病院機構、そしてまた、社会福祉法人社会福祉協議会やら保育園、それから学校法人につきましては幼稚園といったような公益法人が該当するものと考えております。

附則。

施行期日でございますが、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

個人の市民税に関する経過措置として、2項で改正後の第34条の7第3号の規定につきましては、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以降に支出する同号に掲げる寄附金または金銭について適用するというものを経過措置として定めております。

また、3項につきましては、租税特別措置法、認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例をここで経過措置として定めたものでございます。

以上で議案第89号について御説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第90号についての説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

議案第90号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書16ページをごらんください。

改正の理由としましては、平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産育児一時金の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正の中身につきましては、議案資料4ページをごらんください。

第6条第1項でただし書き以降が追加になっており、「健康保険法施行令第36条の規定を勘案し」という規定がございますが、このことは今回、一定の出産の事故について補償金の支払いに備えるための産科医療補償制度が創設されることになり、この産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合はということでありまして、この場合、30千円を限度として加算できるよう出産育児一時金の額を改正するものであります。

なお、第2項の改正につきましては、文言の整理を行うものでございます。

附則では、第1項で施行期日を平成21年1月1日からと定め、第2項で経過措置を規定し、施行前の子産育児一時金については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第91号及び第92号についての説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第91号について御説明を申し上げます。

議案書の18ページから20ページに掲載をしているところでございます。

まず、嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけど、改正理由といたしましては、平成21年4月からくみ取りを現在の許可方式から委託方式に変更するよう計画をしているため、くみ取り手数料を条例化する必要があるためでございます。

手数料につきましては、19ページ、別表第1ということで掲げておりますけど、一番下の

欄ですけど、し尿くみ取りということで、18リットル当たり消費税抜きで200円とするもの
でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

議案第91号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第92号、21ページから25ページに掲載をしているところでございます。

嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

改正の主な理由でございますけど、現在、嬉野市の道路占用料につきましては、道路法施行令第19条に定める占用料の額を準用して徴収をしているところでございます。その施行令が平成20年1月18日に改正をされ、国においては同年4月1日から施行されておりますので、関係条文を改正するものでございます。

改定後の占用料につきましては、現在の単価のおおむね70%程度の金額となる見込みでございます。新旧対照表につきましては、議案資料の7ページから13ページに掲載をしているところでございます。

国の改正の主な理由といたしましては、地価の下落による占用料の減額というふうな状況でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第93号及び議案第94号についての説明を求めます。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

議案第93号及び議案第94号について説明をいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第93号 指定管理者の指定について。

次の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

平成20年12月5日、嬉野市長。

- 1、指定管理者が管理する施設の名称 大野原地区コミュニティセンター。
- 2、指定管理者の名称 大野原区自治会。
- 3、指定管理者の指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。

理由としましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるということでございます。

大野原地区コミュニティセンターにつきましては、平成18年の4月から大野原区自治会を指定管理者として既に管理運営を行っておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了いたします。嬉野市としましては、来年度以降も指定管理者制度により当該施設の管理

運営を行う予定であり、今回の指定管理者の選定につきましては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条第1項に規定する指定管理候補者の公募は行わず、同条例第2項の規定を適用し、当該公の施設の適正な管理を確保するために、その相当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定いたしております。

その理由としましては、大野原地区コミュニティセンターは従来より地元大野原区自治会によりその活動の拠点として管理運営がなされてまいりましたし、平成18年4月以降は指定管理者として、その施設の設置目的に沿った事業計画による適切な管理運営がなされております。また、地理的な条件等を考慮すれば、今後とも地元自治会を指定管理者として指定するのが適当であると認めためてございます。

お手元の議案資料第14ページから18ページには指定管理者指定申請書及び事業計画書を添付いたしておりますので、御参照をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第94号について説明をいたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第94号 指定管理者の指定について。

次の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成20年12月5日、嬉野市長。

- 1、指定管理者が指定する施設の名称 嬉野市志田焼の里博物館。
- 2、指定管理者の名称 志田焼の里振興会。
- 3、指定管理者の指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。

理由としましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要であるというものでございます。

志田焼の里博物館につきましては、平成18年の4月から志田焼の里振興会を指定管理者として指定し、管理運営を行っておりますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了いたします。今後とも指定管理者制度により当該施設の管理運営を行う予定でございますので、今回の指定管理者の選定につきましては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条第1項に規定する指定管理候補者の公募を行い、本年9月5日から10月3日までの約1カ月間申請受け付けを行いました。志田焼の里振興会以外に指定管理者指定申請書の提出がありませんでした。

この申請に基づきまして、嬉野市指定管理者選定委員会において10月2日から10月14日までの間に現地調査や申請書の内容審査等を委員会を3回ほど開催されまして、10月29日の第4回の指定管理者選定委員会において、指定管理者申請者に対するヒアリング等を行いまして、委員全員の採点の結果、指定管理候補者として選定されたものでございます。

選定の理由としましては、嬉野市志田焼の里博物館条例に掲げる設置目的に沿った運営及

び業務の確実な実施、それから収支計画のバランスのとれた実施、それから事業目的に沿った管理運営を行う能力の点、いずれの点においても適当であると認められたものでございます。

お手元の議案資料第19ページから25ページには、指定管理者の指定申請書及び事業計画書等を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第95号から議案第97号までについての説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

議案第95号から議案第97号までを御説明申し上げます。

議案第95号から第97号までの3議案とも指定管理者の指定に関する議案でありまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書28ページをお願いします。

議案第95号ですが、指定管理者が管理する施設の名称は嬉野市嬉野老人福祉センター、指定管理者の名称につきましては社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会、指定管理者の指定期間が平成21年4月1日から平成24年3月31日までです。

嬉野市嬉野老人福祉センターにつきましては、平成18年4月1日から嬉野市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っていますが、平成21年3月31日をもって指定期間が満了します。来年度以降も指定管理者制度により当該施設の管理運営を行う計画でございます。

今回の指定管理者選定につきましては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条第1項の規定によりまして、指定管理者の候補の公募を行い、本年8月25日から9月19日までの約1カ月間申請の受け付けを行いました。嬉野市社会福祉協議会以外に指定管理者指定申請書の提出はございませんでした。

この申請を受けまして、前議案同様、10月に4回の指定管理者選定委員会を開催し、選定委員会で指定管理者候補者として選定いただいたところでございます。

選定の理由といたしましては、施設の設置目的を理解した計画であることや、指定管理に係る経費の削減が図られるものであること、あるいは事業計画に沿った管理を行う能力を有していることなどがいずれの点においても適当であると認められたことによるものでございます。

議案資料26ページから30ページまで、指定管理者指定申請書及び事業計画書を添付いたしております。

続きまして、議案書29ページをお願いします。

議案第96号ですが、指定管理者が管理する施設の名称は嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」、指定管理者の名称は社会福祉法人嬉野町社会事業助成会、指定管理

者の指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までです。

この施設につきましても、今年度をもって指定管理の期間が満了いたしますが、引き続き来年度以降も指定管理者制度により管理運営を行う計画でございます。

したがいまして、本年8月25日から9月19日までの約1カ月間申請受け付けを行いました。嬉野町社会事業助成会以外に指定管理者の指定申請書の提出はございませんでした。

この申請を受けまして、前議案同様、10月に4回の指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者として選定いただいたところでございます。

選定の理由といたしましては、施設の設置目的を理解した計画であること、それから指定管理に係る経費の縮減が期待できるもの、また、事業計画に沿った管理を行う能力を有していると、いずれの点においても適当であることが認められたことによるものです。

議案資料31ページから40ページまで、指定管理者指定申請書及び事業計画書を添付いたしております。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。

指定管理者が管理する施設の名称は嬉野保育所、指定管理者の名称は社会福祉法人ルンビニ福祉会、指定管理者の指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までです。

嬉野市では、平成19年度に保育所運営適正化検討委員会を開催し、今後の保育所運営について御審議をお願いし、まずは指定管理者で運営すべきだとの答申を受けまして、この答申を尊重いたしまして、平成21年度から嬉野保育所の運営を指定管理制度により行うものでございます。

指定管理の候補者の選定につきましては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条第1項の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、本年8月25日から9月26日までの約1カ月間申請受け付けをいたしましたが、社会福祉法人ルンビニ福祉会以外に指定管理者の指定申請の提出はありませんでした。

この議案につきましては、前議案と同じ手続によりまして、指定管理者選定委員会において御審議をいただき、21項目にわたりまして委員全員の採点の結果、指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

選定の理由といたしましては、管理運営の方針や理念が適切で計画に具体性があることや、運営に対する工夫と収支計画、あるいはセキュリティー対策などの点のいずれにおいても適当であると認められたものであります。

議案資料41ページから48ページまで、指定管理者指定申請書及び事業計画書を添付いたしております。

以上で指定管理者の3議案に対する説明を終わらせていただきます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第98号についての説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、補正予算についての御説明をいたします。

議案第98号でございますが、御説明をいたします。

平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

歳入歳出予算補正の第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,552,356千円とするところでございます。

前年同期比として34,757千円、率として0.3%の減でございます。

今回の補正につきましては、19年度の決算剰余金の処分に伴いまして、財政調整基金への積み立てや国の補正予算に伴いまして財源への振りかえを行い、そしてまた、職員の人件費の決算見込みと人事異動による人件費費目ごとの補正などが主なものでございます。

それでは、事項別明細書によって御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、14ページをお開きいただきたいと思います。

14款．国庫支出金、1目．総務費国庫補助金、1節で総務管理費国庫補助金でございますが、まず、市町村合併推進体制整備費補助金27,000千円につきましては、合併した市町村への国の補助金で、本市への補助金総額3億円のうちの今回内示分を補正するものでございます。

次の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金16,359千円につきましては、今回、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度が創設をされまして、国の2008年度の補正予算の内示に伴うものでございます。

次、18ページをお開きいただきたいと思います。

17款．寄附金、1目．一般寄附金でございます。今回、一般寄附金として4,999千円の補正をいたしておりますが、この寄附につきましては、林田食品産業株式会社様2,000千円、株式会社ジーベック様3,000千円の一般寄附をいただきましたので、予算化をさせていただいたところでございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

18款．繰入金、今回の繰入金の補正につきましては、325,514千円の減額補正でございますが、これは財政調整基金、減債基金、公共施設建設基金、学校建設基金の各基金への繰り戻すことで補正を行ったものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

19款．繰越金、1目．繰越金でございます。前年度繰越金449,262千円補正をいたしておりますけれども、19年度の決算剰余金480,009千円で、2分の1以上の額を財政調整基金のほうに積み立てるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

2 款の総務費、16目．財政調整基金費、25節．積立金250,000千円、この財政調整基金250,000千円につきましては、19年度の決算剰余金480,009千円のうちの2分の1以上を積み立てるものでございます。今回補正とするものでございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

4 款の衛生費でございます。4目．予防費でございますして、11節．需用費、消耗品費、新型インフルエンザ対策事業4,355千円の補正でございますが、新型インフルエンザの発生に備えて市の危機管理体制整備のために感染予防用品を整備するものでございます。

次、38ページをお開きいただきたいと思います。

6 款．農林水産業費、3目．農業振興費、19節．負担金、補助及び交付金、補助金のイノシシ被害防除対策事業1,270千円でございますが、これは駆除期間の捕獲頭数が県補助金の予算を超過したことと、狩猟期間の保護区内の駆除に対して1頭当たり5千円の補助を交付するものということで今回補正をいたしたものでございます。

次、39ページをお開きいただきたいと思います。

6 款．農林水産業費、4目．造林費、13節．委託料2,100千円でございますが、森林総合研究所造林事業2,100千円でございます。この事業につきましては、森林総合研究所の分収林でございます不動山地区の枝打ち、除伐等を行いまして、健全な森林を育てるという形で今回補正をいたしております。面積は15.2ヘクタールでございます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

8 款．土木費、2目の土地区画整理費でございますして、28節．繰入金3,943千円の減額でございますが、この分につきましては、第七、第八特別会計の一般会計繰入金の減額補正に伴いまして、減額補正を行うものでございます。

以上で議案第98号の細部説明を終わります。

○議長（山口 要君）

次に、議案第99号についての説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

議案第99号、議案書54ページですが、嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3,445千円減額の補正をお願いするものでございまして、内容としましては、まず先に歳出で先ほど説明がありましたように、議案書58ページ、目の一般管理費で職員の異動に伴い、人件費を3,445千円減額し、歳入では57ページ、目で一般会計繰入金の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第100号から議案第103号までについての説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第100号から議案第103号までの御説明を申し上げます。

いずれの議案におきましても、さきの9月議会で特別会計の認定を受けた関係で、それぞれ繰越金等を計上するものでございます。

まず、議案第100号、議案書60ページでございますけど、平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）でございます。

まず、事項別明細書の歳入でございますけど、63ページ、一般会計繰入金、今回5,176千円の減額の補正をお願いしております。

それから、64ページ、前年度の繰越金の5,532千円をそれぞれ増額補正をお願いしております。

続きまして、65ページですけど、雑入の241千円の補正につきましては、消費税の還付金ということで、今回増額の補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、66ページ、それぞれ総務費を366千円の減額、整備費を963千円の増額ということでお願いするものでございまして、人事異動による所要の補正、それから歳出の委託料でございますけど、1,892千円の委託料につきましては、生活環境影響調査の入札減、それから処理施設用地測量・基礎工実施設計ということで、1,892千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第101号、議案書の68ページでございますけど、事項別明細書で御説明を申し上げます。

71ページ、一般会計繰入金9,848千円の減額でございますけど、これは総務費及び整備費のそれぞれ減額と増額の補正のお願いでございます。

72ページ、これは前年度繰越金2,690千円の補正をお願いするものでございます。

それから、73ページの雑入でございますけど、消費税及び地方消費税の還付金と還付加算金の3,040千円の補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、総務費、整備費それぞれ、総務費につきましては10,215千円の減額、整備費につきましては6,097千円の増額ということで、これにつきましては、総務費と整備費の職員の振り分けによる増減の補正のお願いでございます。

続きまして、議案第102号、76ページからでございますけど、平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）でございますけど、歳入につきましては、79ページ、一般会計繰入金を2,257千円の減額、それから80ページ、繰越金を2,010千円の増額ということでお願いするものでございます。

歳出につきましては、81ページ、それぞれ人件費の所要の補正で247千円の減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第103号、83ページでございますけど、平成20年度嬉野市嬉野都市計画

事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）でございますけど、歳入につきましては、事項別明細書の86ページ、一般会計繰入金を1,686千円の減額、それから87ページ、繰越金を1,665千円の増額ということでお願いするものでございます。

歳出につきましては88ページでございますけど、土地区画整理事業費21千円の減の補正でございます。委託料と、それから負担金の組み替えでございますけど、まず委託料の減額につきましては、第八地区の護岸工事の測量及び設計関係が県との協議によりまして不用額というふうなことで、水道負担金に1,900千円の組み替えのお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第104号についての説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第104号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

第3条、支出でございます。

第1款の水道事業費用、第1項の営業費用でございます。1,586千円、補正をお願いいたしまして、水道事業費用の総額を759,769千円とするものでございます。

この1,586千円の内訳といたしましては、給与費、手当等につきましては人事異動によるものでございます。また、法定福利費につきましては、制度改正によるものでございます。

事項別明細の6ページに記載のとおりでございます。

それから、資本的収入及び支出でございます。

第4条、収入でございます。

第1款、資本的収入、第1項、工事負担金1,900千円、第2項、他会計補助金17,451千円、第3項、他会計負担金900千円補正いたしまして、資本的収入合計を65,699千円とするものでございます。

この内訳として、第1項、工事負担金1,900千円ですけれども、これは第八区画整理からの繰り入れでございます。

第2項、他会計補助金17,451千円の内訳といたしましては、統合事業整備を本年度から23年度までいよいよ計画をしております。その中で、本年度の27,000千円につきまして予算をお願いしておりましたけれども、この内訳として2分の1が特例債、2分の1が単独ということで当初予算をお願いしておりましたけれども、この単独分の2分の1、13,500千円が補助金にかわりまして、27,000千円すべてが合併補助金にかわったということで、単独分の増額補正でございます。

それからもう1つ、県道嬉野川棚線、いわゆる地区的には大舟と馬場のちょうど合い中付

近ですけれども、県道改良があつております。その分の工事費3,699千円と252千円、これは設計委託料ですけれども、合わせて3,951千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

第3項の他会計負担金900千円ですけれども、これは消火栓の1基の追加でございます。場所は光武地区でございます。

それから、支出ですけれども、第1款. 資本的支出、第1項. 建設改良費6,999千円補正いたしまして、資本的支出総額を586,672千円とするものでございます。

この内訳といたしましては、先ほど申しました消火栓の900千円、光武地区でございます。それから、県道嬉野川棚線の県道改良に伴う配水管の布設がえ3,699千円でございます。それから、第八区画整理が1,900千円でございます。それから、統合事業といたしまして27,000千円すべてが合併補助金にかわりましたので、単独として500千円の予算をお願いして、合計の6,999千円とするものでございます。

これは事項別明細書の8ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第105号から議案第108号までについての説明を求めます。総務部長。

○総務部長（森 育男君）

それでは、議案第105号から108号までの議案について御説明をいたしますけれども、この4議案は嬉野市固定資産評価審査委員の選任についての議会の議決を求めるものでございます。

当初、この各委員の職歴等につきましては、市長のほうから提案理由で詳しく御説明を申し上げましたので、省略をして御説明にかえさせていただきたいと思ひます。

まず、議案第105号、31ページになりますけれども、嬉野市嬉野町大字●●●●●番地、小野原康男氏、昭和12年7月29日生まれ。

理由といたしましては、平成21年2月16日で満了となるために再度選任したいということで議会の同意を求めるものでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第106号でございます。住所、嬉野市嬉野町大字●●●●●番地、氏名、森本正敏、●●●●年●●月●●日生まれ。

理由といたしましては、前議案と同様でございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第107号、住所、嬉野市塩田町大字馬場下●●●●●番地、松尾貞明、●●●●年●●月●●日生まれ。

理由といたしましては、前議案と同様でございます。

最後、34ページをお開きいただきたいと思います。

議案第108号でございます。住所、嬉野市塩田町大字馬場下●●●●●番地、桑原和隆、●●●●年●●月●●日生まれ。

この桑原氏につきましては、新たに選任するという事で議会の同意を求めるものでございます。

以上で御説明を終わります。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第86号から議案第108号までの23件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第108号までの23件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第27. 発議第13号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、発議第13号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議について案を申し上げたいと思います。

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成20年12月5日提出、嬉野市議会議長山口要様。

提出者は、私ほか賛成者、山口榮秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

理由といたしましては、暴力団による暴力の根絶を実現するためということでございます。暴力団等による暴力の根絶に関する決議（案）。

嬉野市では、昨年12月7日に「安全・安心のまち」を宣言した。また同日、銃器等犯罪の根絶に関する意見書を国の関係機関に対して提出し、市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、市民生活の安全と平和で豊かな市の発展を目指し、取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、依然として暴力団の抗争事件が県内や九州各地において頻発し、さらに、みやき町においては指定暴力団関連施設の進出が進められようとしている。

このような暴力団の行為は、平和で安全な生活を願う市民に対する重大な挑戦であり、断じて許すことはできない。

よって、我々は、暴力団の存在を許さないという強い決意のもとに、暴力のない明るく豊

かな社会を実現するため、市民・警察・行政・議会等の強力な結束により、市民の総力を結集し、全力を挙げて暴力の根絶に邁進するものである。

以上決議する。

平成20年12月5日、嬉野市議会。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第13号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第13号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、本日、質疑から討論、採決までを行いたいと思います。

それでは、発議第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第13号の質疑を終わります。

これから発議第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第13号 暴力団等による暴力の根絶に関する決議については、原案どおり可決されました。

日程第28. 発議第14号 特別委員会の設置について（議会制度改革特別委員会設置に関する決議）についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、申し上げます。

発議第14号 特別委員会の設置について。

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成20年12月5日、嬉野市議会議長山口要様。

提出者、山口榮一、賛成者、山口榮秋議員、野副道夫議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員。

理由といたしましては、議会制度改革に係る調査のためということでございます。

案を申し上げます。

議会制度改革特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり、議会制度改革特別委員会を設置するものとする。

名称、議会制度改革特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第110条及び嬉野市議会委員会条例第6条。

目的、議会制度改革に係る調査。

委員の定数、6人でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第14号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第14号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、本日、質疑から討論、採決までを行いたいと思います。

それでは、発議第14号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第14号の質疑を終わります。

これから発議第14号についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会制度改革特別委員会の委員の選任については、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会制度改革特別委員は議長が指名することに決定いたしました。

ただいまから議会制度改革特別委員を指名いたします。

議会制度改革特別委員に山田伊佐男議員、平野昭義議員、副島敏之議員、山口榮一議員、

川原等議員、田中政司議員、以上6名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま申し上げました方々を議会制度改革特別委員として選任することに決定をいたしました。

ここで休憩したいと思います。休憩中に特別委員会を開催していただきまして、委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続いて会議を開きます。

議会制度改革特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、報告いたします。

議会制度改革特別委員会委員長に田中政司議員、副委員長に副島敏之議員、以上のとおり正副委員長が決定いたしました。

日程第29. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、観光問題についての報告を求めます。川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

それでは、総務委員会の報告をいたします。

平成20年9月議会で付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件、観光問題についてであります。

総務企画常任委員会では、上記の付託事件調査のため、平成20年11月18日から20日まで山形県山形市と上山市を調査いたしました。両市とも温泉を抱えており、観光客の集客にどのような働きかけをされているのかを調査いたしました。

山形市の概要。

山形市は、人口25万4,000人程度で旅館・ホテルは108軒、蔵王スキー場、蔵王温泉、また、山寺は松尾芭蕉のゆかりの地であり、大自然を取り込んだ観光名所を抱えており、日本でも代表される観光地であります。

さらに、平成14年からは外国からの観光客、主に台湾、韓国、中国、アメリカからの集客にも力を注いでおられました。いろいろな祭り、イベントなどの取り組みをしておられ、大花火大会に30万人、花笠祭りに100万人が集まり、7割は県外からの参加であったとのこと

でした。

一方、上山市の概要です。

上山市は、人口3万5,000人を少し切る程度、旅館は29軒であります。外国からの観光客には余り関心を示されなく、国内からの集客を進めておられました。

また、上山市は平成の大合併はされておらず、独自の温泉街づくりに力を注いでおられました。

本年度、ドイツで病気の治療法として普及している気候療法と地形療法の実証試験に取り組み、市内の高地トレーニング施設と上山温泉の温泉街で2つの自然療法の効果を検証し、温泉を利用した温泉療法も組み合わせ、新しいタイプの滞在型保養地として地位確立を目指しておられます。このプロジェクトは、国が本年度創設した地方の元気再生事業に採択され、事業費は18,000千円。上山温泉の新しいイメージをつくっていきいたと言われていました。

さらに、各旅館・ホテルでの囲い込み防止活動について、徐々にではありますが、話が出てくるようになったとのことでありました。各旅館の経営者は、まちづくりのにぎわいには観光客がまち歩きをすることが大切と考え始めておられ、泊食分離「宿泊と食事が別」で中心市街地の活性化に向けた動きが出てきているということでした。

委員会の意見といたしまして、嬉野市においても観光客がどんどん市街地を散策できるような観光づくりが求められているのではないかと。さらに高齢化社会を見据えながら、「ほっとマンマ・イン嬉野」が嬉野温泉おかみの会と市の共催で開催されているように、ほかの温泉地との違いを明確に出した嬉野温泉ならではの仕掛けを起こすことが今後の生き残りに必要ではないかということに帰ってまいりました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。観光問題については、報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、文化財保護についての報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、平成20年9月議会で文教厚生常任委員会に付託されました下記事件の調査結果

を嬉野市議会会議規則第100条の規定により御報告いたします。

付託事件名、文化財保護について。

本委員会に付託された事件について、平成20年11月5日と6日に宮崎県日向市と福岡県朝倉市を視察いたしました。

視察した理由としましては、塩田津は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在まで街並み整備事業等を含め13件の修復を行い、文化財指定を受けた西岡家については、保存するために調査を含めた解体が進められている。今後の塩田津の保全と保護を進めるに当たり、両市を視察いたしました。

日向市の美々津並びに朝倉市秋月の概要については省かせていただきます。

ここでは、委員会の意見だけを述べさせていただきます。

両市とも先人の築いた貴重な財産を未来に向けて残していくという強い意思を感じました。しかし、課題も多くあることも事実であります。

修復については、築造当時の姿をいかに復元するかであり、史実や文献、現地の解体調査など念入りな調査を行うこと、また、専門的な知識と技術を持つ職人を育てていくことが大事であります。しかし、職人の後継者不足解消は大変難しいことでもあります。

また、そこに暮らしておられる地元住民の皆様の協力と理解がまず第一ではありますが、指定の物件の維持補修は将来にわたって行っていかなければならず、将来の所有者の皆様が個人負担金に対して理解していただくように常に啓蒙することが必要であります。

次に、重要伝統的建造物群保存地区というものは、毎年全国で3カ所ほど選定され、ふえ続けております。今後も文化庁は選定を進めていく方針のようではありますが、心配されるのは、現在の補助率が維持できていくかであります。補助率が減少すれば市の負担並びに個人負担が大きくなり、場合によっては空き家として放置される危険性があり、まち並み保存と安全なまちづくりとの異なる事業をいかに調和していくかが課題であります。

また、所有者が市への寄附を申し入れた場合の対応も早急に整備する必要があり、すべての物件を市で管理するとなると、将来の財政に大きな負担を招くおそれがあります。

塩田津においても、文化財保護とまち並み保存を最重要課題として取り組まれていることは十分理解しておりますが、将来の財政課題も念頭に置きながら、慎重な事業推進が望まれます。

次に、塩田津の文化財活用とまちの活性化を促すためにも観光との連携は必要だと思えます。しかし、家屋の各時代を感じる美々津でも観光客誘致に取り組まれておりましたが、普通の民家だけでは集客効果はほとんど見えませんでした。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。文化財保護については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、都市計画事業についての報告を求めます。野副道夫産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（野副道夫君）

産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成20年9月議会において付託をされました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、都市計画事業について。

産業建設常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成20年11月10日から12日まで長野県飯山市と栄村を調査いたしました。

調査の理由につきましては、飯山市は北陸新幹線が平成9年に開業し、平成10年に長野―上越間が着工され、平成26年度の金沢までの開通に合わせ、JR飯山線の飯山駅を併設した新幹線駅が開業します。

嬉野市においても、平成20年度で事業着手し、平成30年度には開通の見込みであります。飯山市に4年ほどおくれで開通することになりますが、新幹線にかける思いは飯山市と何ら変わることはありません。駅周辺の都市計画のあり方は、視察研修に値するとの思いから視察をいたしました。

また、栄村にあつては、人口2,400人という小さな村でありながら、市町村合併もせず、村の直営によって田直し、道直し事業を推進し、住民の負託に答えられというのを、活字を間違っておりますので、応じるの「応」に訂正をお願いしたいと思います。――応えられていることにひかれて視察をいたしました。

飯山市、栄村の概要についてはそこに記載をしておりますし、さらに裏に資料もつけておりますので、後だつて一読いただきたいというふうに思います。

委員会の意見でございますが、北陸新幹線飯山駅周辺整備については、新幹線がまちを遮断するなど、土地の条件が嬉野市と酷似をしております。

飯山市は、以前に住民の反対によって鉄道の通すことができなかつた苦い経験も手伝つてか、今回の新幹線事業に向けた取り組みは、推進協議会はもちろん、周辺整備権利者会、あるいは軌道敷権利者会の設立をし、一方では住民説明会を開催しながら、住民の理解を深め

てこられた。さらには、周辺のまちづくりに対して、市民の夢を語ってもらうことを目的とし、周辺まちづくり協議会を設立されておりました。

また、各種協議会での研修費、その他国に対する陳情などに要する経費は、市民が年間500円を負担し、現在は200円ですが、500円を負担している中から賄われていた、まさに市民が一体となって推進をされており、担当する職員の熱意も行動の中で感じることができました。

嬉野市でも、これから進められるであろう周辺整備については、若い世代の考えが反映されるような、夢が語られるような、市民が一体となれる協議会の設立を早急に立ち上げるべきであるというふう感じたこととございます。

栄村については、都市計画というよりも村づくりといった観点から視察を行いました、特に田直し事業、道直し事業について調査を行いました。

人口は先ほども申しましたように、平成20年8月現在2,409人まで減少しており、271平方キロという広大な面積を持つ村であります。積雪は年間四、五メートルが通常の年でありまして、最大は7メートル、8メートルというような豪雪地帯であります。さらに高齢化率は44%という高齢化が進んだ村で、市町村合併については住民アンケートの結果、反対多数であったことから合併はできなかったということとございました。

このような小規模自治体である中、田直し事業、道直し事業を村の直営事業として取り組んでおられました。

田直し事業については平成元年から取り組み、1,414枚の水田が514枚と整備をされておりました。1反当たり400千円以内をめどに村の基幹産業であります水田の維持のため、また、荒廃抑制のため取り組まれておるということとございます。農家負担は50%で5年間償還、あるいは6割がこの事業に参加をされておまして、事業はほぼ終わりつつあるというような実情とございました。

村道など道直し事業につきましては、雪が積もり、隣から隣に行くためにも雪かきの作業が大変なためと、農地へ行くための道路として、機械力を利用とするため必要とされ、集落からの要望により取り組まれております。土地交渉は集落で行い、最低3.5メートルの幅員が必要であり、現在、工事費のうち35%の地元負担で行われております。平成5年度から始まり、19年度まで総延長9,298メートルが整備をされておりました。

ここで感じたことは、行政に対し、おんぶにだっこということではなく、自分たちが難儀をしていることは自分たちの負担で解決をしていくという住民の意識があることが感じられました。

嬉野市においても、私が難儀することはまず私でやるという考えを持ってもらえるような政策を取り入れていくことも、長い目で見た場合、一種の住民サービスではないかというふう感じてきたこととございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。都市計画については、報告どおり了承することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時48分 散会